

信用状確認保険の取扱いについて

令和 6 年 2 月 28 日 24 - 制度 - 00028

沿革 令和 6 年 8 月 27 日 一部改正

信用状確認保険約款（令和 6 年 2 月 28 日 24 - 制度 - 00019。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。

記

第 1 章 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等

（対象契約）

第 1 条 この規程の対象とする信用状は、以下の各号に定める条件を充足するものと言う。

- 一 輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）に基づく貨物の代金若しくは賃貸料又は技術の提供等の対価の支払に充てられること
- 二 保険契約の申込時（保険契約の締結後に信用状確認金額が増額変更された場合の当該増額部分にあっては、保険契約変更効力発生日。以下同じ。）において海外商社名簿について（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00074）第 1 条に基づき作成された海外商社名簿（以下「名簿」という。）上 G S 格、G A 格若しくは G E 格又は S A 格に格付けされた者が発行すること
- 三 取消不能信用状（国際商業会議所が定める荷為替信用状に関する統一規則及び慣例（2007 年改訂版）（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）であること
- 四 信用状発行銀行の授權又は依頼に基づき、次のいずれかの者が信用状確認銀行として確認を付加していること（以下「確認信用状」という。）
 - イ 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行
 - ロ 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号）第 2 条に規定する長期信用銀行をいう。第 17 条第 1 号及び第 18 条第 1 号において同じ。）、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 9 条の 9 第 1 項第 1 号の事業を行う協同組合連合会をいう。第 17 条第 1 号及び第 18 条第 1 号において同じ。）
 - ハ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 1 項第 3 号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - ニ 農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫
- 五 信用状確認から確認信用状の最終の支払期限として設定する日（以下「最終支払期限」という。）までが 2 年未満であるもの（以下、「2 年未満案件」という。）

（国際的取決めの遵守）

第 2 条 国際的取決めに基づく基準に適合しない確認信用状又は信用状確認金額が 500 億円を超える確認信用状については、保険契約を締結しないこととする。

（OECD勧告の遵守）

第3条 公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告に基づく基準に適合しない確認信用状については保険契約を締結しないこととする。

（WTO協定における農業に関する協定に基づく制限）

第4条 確認信用状記載の輸出貨物等（輸出貨物又は仲介貿易貨物をいう。）が「別紙1 WTO協定における農業に関する協定の対象品目」に掲げる各品目を含む場合は、当該貨物に係る船積日から最終支払期限までの期間が18月を超える確認信用状について、保険契約を締結しないこととする。

（エルマウ合意の遵守）

第5条 G7エルマウ首脳声明における国際合意（2022年6月G7エルマウ・サミットにおいて首脳会合コミュニケとして公表された国際合意をいう。）に反する又はそのおそれがある輸出契約等に係る確認信用状については、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。

（原子力、水力及び石炭火力発電又は防衛装備の制限）

第6条 「別紙2 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」若しくは「別紙3 水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は防衛装備（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの（以下「武器」という。）及び武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。）に係る輸出契約等に該当する輸出契約等に係る確認信用状については、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。

2 石炭火力発電において用いられる貨物等の輸出契約等に係る確認信用状については、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。

（信用状発行銀行の制限）

第7条 信用状発行銀行が次の各号のいずれかに該当する場合は、保険契約を締結しないこととする。

一 信用状確認銀行の本店又は支店（信用状確認銀行が支店の場合、他の支店を含む。）

二 信用状確認銀行と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する者

イ 信用状確認銀行の親会社又は子会社（「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下本条において単に「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。）

ロ 信用状確認銀行の直接親会社の直接子会社（「直接親会社」とは、親会社のうち、イにおいて親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、イにおいて子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。）

ハ 議決権の過半数を信用状確認銀行、信用状確認銀行の直接親会社又は信用状確認銀行の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（イ及びロに該当する法人を除く。）

ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店

三 信用状確認銀行と特定の人的関係があるものとして、次のいずれかに該当する者

イ 信用状確認銀行が取締役等（「取締役等」とは、派遣先において代表権を有することとなる者、取締役の職に就く者又はその他経営の基本的方針の決定に参加することとなる者をいう。以下同じ。）を派遣する法人若しくは当該法人が取締役等を派遣する法人又は信用状確認銀行に取締役等を派遣する法人若しくは当該法人に取締役等を派遣する法人

ロ 信用状確認銀行が取締役等を派遣する法人の直接子会社又は信用状確認銀行に取締役等を派遣する法人の直接親会社若しくは直接子会社

ハ 信用状確認銀行の直接親会社が取締役等を派遣する法人、信用状確認銀行の直接親会社に取締役等を派遣する法人又は信用状確認銀行の直接子会社が取締役等を派遣する法人

ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店

四 その他前各号に掲げるものと実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めたもの

（保険契約のてん補設定）

第8条 保険契約の締結は、非常事由（約款第3条第1号から第4号までのてん補事由をいう。以下同じ。）及び信用事由（約款第3条第5号のてん補事由をいう。以下同じ。）をてん補することとし、非常事由のみ又は信用事由のみのてん補は行わない。

2 確認信用状の保険価額は、確認信用状に定められた信用状確認金額（ただし、信用状金額を上限とし、金利分を除く。）とし、非常事由に係る付保率を100%、信用事由に係る付保率を90%として保険金額を設定する。

第2章 国別引受方針に基づく取扱事項

（国別引受方針の遵守）

第9条 保険契約の締結は、この規程に定めるもののほか、日本貿易保険が国別引受方針として定める条件に基づき取り扱うものとする。なお、日本貿易保険は、国別引受方針をそのホームページにおいて対外的に周知するものとする。

（引受停止国）

第10条 国別引受方針に掲げる国のうち、国別引受方針において「引受停止」と記載のある国及びキューバを引受停止国とし、当該国が支払国又は仕向国となる確認信用状については、保険契約を締結しない。

（条件付引受国）

第11条 国別引受方針に掲げる国のうち、引受停止国以外であって、引受条件の定めがある国を条件付引受国という。当該国が支払国（発行銀行所在国又は補償銀行所在国をいう。以下同じ。）となる確認信用状については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

一 『ユーザンス制限』欄に期間の記載のある国については、その期間を確認実行から支払期限までの期間の上限として保険契約を締結するものとする。

二 『案件枠（億円）』欄に金額の記載のある国については、その金額を信用状確認金額の上限として保険契約を締結するものとする。

この改正は、令和 6 年 9 月 2 日から実施する。

〔別紙 1〕

W T O 協定における農業に関する協定の対象品目

W T O 協定における農業に関する協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 1 A の農業に関する協定をいう。）の附属書 1 に対象産品として掲げる以下の品目

対象品目（HSコード）

(i) 第1類～第24類（ただし、魚及び魚製品を除く。）	
第1類	動物（生きているものに限る。）
第2類	肉及び食用のくず肉
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
第7類	食用の野菜、根及び塊茎
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第10類	穀物
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
第17類	糖類及び砂糖菓子
第18類	ココア及びその調製品
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
第21類	各種の調製食料品
第22類	飲料、アルコール及び食酢
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品

(ii) 2905.43、2905.44、3301、3501～3505、3809.10、3823.60、4101～4103、4301、5001～5003、5101～5103、5201～5203、5301、5302

注：品名は必ずしも網羅的ではない。

2905.43	マンニトール
2905.44	ソルビトール

3301	精油
3501～3505	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤
3809.10	仕上剤
3823.60	ソルビトール(他の号に該当するものを除く。)
4101～4103	原皮
4301	原毛皮
5001～5003	生糸及び絹のくず
5101～5103	羊毛その他の獣毛
5201～5203	実綿、綿のくず及びカードし又はコームした綿
5301	亜麻
5302	大麻

〔別紙 2〕

原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等

原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が15億円以上のものに限る。

〔別紙 3〕

水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等

水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が15億円超のものに限る。